

貨物自動車運送事業に関する手続き一覧

中部運輸局自動車交通部貨物課

・特記なき場合、書類の提出先は管轄の**運輸支局輸送担当**です。

・**100km以上の運行系統**を有する特別積合せ貨物運送については、運輸支局輸送担当または運輸局自動車交通部貨物課へお問い合わせください。

	項 目				書類記載のあて名		
	許可	認可	事前届	事後届	大臣	局長	支局長
一般貨物自動車運送事業の経営	○					○	
事業計画の変更							
主たる事務所の名称、及び位置				○			○
営業所の名称、及び位置（最小行政区域内）				○			○
営業所の新設・廃止及び位置変更（最小行政区域外）		○					○
各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数			○				○
各営業所に配置する事業用自動車の種別の変更		○					○
自動車車庫の位置及び収容能力		○					○
休憩・睡眠施設の位置及び収容能力		○					○
特別積合せ貨物運送をするかどうかの別		○				○	
貨物自動車利用運送をするかどうかの別		○				○	
特別積合せ貨物運送に係る事業計画の変更							
営業所又は荷扱所の新設もしくは廃止		○				○	
営業所及び荷扱所の名称及び位置（最小行政区域内）				○			○
営業所及び荷扱所の名称及び位置（最小行政区域外）		○					○
営業所又は荷扱所の積卸施設の取扱能力		○					○
各営業所に配置する運行車の数			○				○
自動車車庫の位置及び収容能力		○				○	
休憩・睡眠施設の位置及び収容能力		○				○	
運行系統		○				○	
運行系統ごとの運行日並びに最大及び最少の運行回数		○					○
貨物自動車利用運送に係る事業計画の変更							
貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置				○		○	
業務の範囲				○		○	
保管施設（貨物の保管体制を必要とする場合）				○		○	
利用する運送を行う貨物自動車運送事業者				○		○	
運賃料金の設定及び変更				○		○	
運送約款の設定及び変更（標準運送約款を除く）		○				○	
運行管理者の選任及び解任（運輸支局の 保安担当 へ提出）				○			○
事故の報告（運輸支局の 保安担当 へ提出）				○	○		
輸送の安全に関する業務の管理の受委託	○					○	
事業の譲渡譲受		○				○	
法人の合併・分割		○				○	
相続による事業の継続		○				○	
事業の休止			○				○
事業の廃止			○			○	
事業を開始したとき				○		○	
譲渡譲受、合併及び分割が終了したとき				○		○	
休止事業を再開したとき				○		○	
運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があったとき				○		○	
法人の役員又は社員に変更があったとき				○		○	